特定求職者雇用開発助成金 実施計画書　提出書類一覧
(成長分野人材確保・育成コース)

＊雇入れ日から起算して1ヶ月以内に、職業紹介を受けた安定所又はその安定所及び職業紹介を受けた職業紹介事業所等を管轄する労働局にご提出ください。
（対象労働者がトライアル雇用労働者である場合は継続雇用に移行した日から1ヶ月以内にご提出ください。）

事業所名：　　対象労働者名：

※申請の際は枚数記入欄（事業主）に枚数を記入の上、この用紙もご提出ください。

必須提出書類		留意事項	枚数記入欄		
			事業主	安定所	労働局
①	特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）実施計画書 （様式第13号成）	代理人が申請する場合、委任状（原本）が必要	枚	枚	枚
②	対象労働者が成長分野等の業務に従事することが確認できる書類（写）	雇用契約書、労働条件通知書、雇入れ通知書等 （雇入れ日からのものが必要）	枚	枚	枚
③	事業内容が確認できる書類（写）	定款又は会社案内（パンフレット）等	枚	枚	枚
必要に応じて提出する書類		**留意事項**			
④	疎明書（様式は任意）	②、③の書類により確認が困難な場合	枚	枚	枚
⑤	トライアル雇用助成金の実施計画書（写）	対象労働者がトライアル雇用助成金の対象者である場合 （職業安定所の受理印があるもの）	枚	枚	枚

注意事項
実施計画書が不認定となった場合でも、特定求職者雇用開発助成金の基本6コース（※）いずれかの支給対象となる場合があります。
実施計画書が受理された場合でも、特定求職者雇用開発助成金の基本6コース(※)において支給要件を満たさない場合には、成長分野人材確保・育成コースも併せて支給対象外となります。
実施計画書の提出後、計画内容に変更が生じた場合は、支給申請書提出時に変更後の実施計画書を提出してください。
必要に応じて追加の書類を求める場合や、審査担当者から連絡をさせていただく場合があります。（提出書類の控えを保管ください。） 連絡後、必要書類が1ヶ月以内に提出されない場合、当該コースは不認定となります。

※特定求職者雇用開発助成金の基本6コースとは、特定就職困難者コース、生涯現役コース、被災者雇用開発コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース、就職氷河期世代安定雇用実現コース、生活保護受給者等雇用開発コースです。

【お問い合わせ先】
千葉労働局職業対策課事業所給付係　　電話　043-221-4391

（R4.10）